

平成25年第1回大多喜町議会定例会

7月会議会議録

平成25年 7月11日 開会

平成25年 7月11日 散会

大多喜町議会

平成25年第1回大多喜町議会定例会7月会議会議録目次

第1号（7月11日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	2
行政報告	2
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
休会について	16
散会の宣告	17
署名議員	19

第 1 回大多喜町議会定例会 7 月会議

(第 1 号)

平成25年第1回大多喜町議会定例会7月会議会議録

平成25年7月11日(木)

午後 3時00分 開会

出席議員(12名)

1番	根本年生君	2番	正木武君
3番	吉野一男君	4番	麻生勇君
5番	野村賢一君	6番	江澤勝美君
7番	志関武良夫君	8番	渡辺泰宣君
9番	吉野僖一君	10番	山田久子君
11番	野中眞弓君	12番	小高芳一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	花崎喜好君
企画財政課長	小野田光利君	教育課長	加曾利英男君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋謙周 書記 大竹義弘

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第1号 平成25年度大多喜町一般会計補正予算(第2号)
日程第3 発議第1号 町長の専決処分事項の指定について

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） 議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆さんには、7月会議に出席をいただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名です。したがって、会議は成立しました。

本日7月11日は、休会の日ですが、議事の都合により、第1回議会定例会を再開いたします。これより、7月会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 本日は大変暑い日でありますので、議員の皆さん、上着を脱いで結構でございます。

日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 本日、第1回議会定例会7月会議の開催をお願いいたしましたところ、議長さんを初め議員の皆様方には、公私ともに大変ご多忙の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、議員各位におかれましては、日ごろから町政運営に当たりましては、多方面からいろいろとご協力を賜りますことを、本席をおかりしまして改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、行政報告につきましては、第1回議会定例会6月会議以降について、お手元に配付をさせていただきました報告書により、ご了承をいただきたいと思います。

そのうち、本日の補正予算議案に上程をさせていただいておりますが、去る6月23日に開催されました県消防協会夷隅支部の消防操法大会において、本町消防団が十数年ぶりに、小型ポンプの部と自動車ポンプの部において見事ダブル優勝をし、来る7月27日の県大会に出場する運びとなりましたので、その出場経費を上程させていただいております。

そのほかは、人事異動に伴います人件費の補正予算でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。平成25年第1回議会定例会6月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました印刷物によりご了承願います。

なお、このうち、6月25日に開催されました夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の関係につきましても、組合議員であります正木武君から会議の内容の報告をお願いします。

正木武君。

○2番（正木 武君） 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の報告をいたします。

去る6月25日午前10時に、平成25年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会が招集され、本町から小高議長、野村議員と私の3名が出席をいたしました。

執行部より付議された議案は4件で、内容を申し上げますと、1件目は一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてで、これは、東日本大震災の復興財源を確保するため国家公務員の給与を減額したことにより、地方にも減額要請してきたことを受け、必要な措置を講ずるものです。

2件目、3件目は、財産取得として、救急自動車1台及び消防自動車1台の購入についてです。

そして、4件目として、平成25年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算が上程され、主な内容は給与の減額で、1,637万円減の総額20億5,767万9,000円とするものでした。いずれも承認、可決されました。

また、平成24年度一般会計の繰越明許費繰越計算書の報告がされ、その内容はごみ処理施設建設にかかわるものです。詳細は、皆さんのお手元に配付の議案の写しのとおりです。

以上で、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

なお、監査委員から6月24日に実施しました例月出納検査の報告が提出されました。お手元に配付の写しによりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

10番 山 田 久 子 議員

11番 野 中 眞 弓 議員

を指名します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第2、議案第1号 平成25年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議案第1号 平成25年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）のご説明をいたしますので、1ページをごらんください。

平成25年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正、第1条第1項であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ599万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,442万4,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、次に事項別明細書により歳入歳出補正予算のご説明をいたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金2,800万円の増額補正は、地域経済循環創造事業交付金であり、地域の経済循環を創造し、新たに持続可能な事業を起こすモデルの構築を行う市町村に対して、国から交付されるものであります。

民間企業である平林物産株式会社が提案した湯倉トンネル脇の製材所跡地で行うシイタケ菌床栽培事業が、国の審査の結果、採択されたものであります。この事業が地域経済に及ぼす効果については、事業後に、地元雇用創出効果や地元産物の活用効果、さらに地元経済への波及効果等、検証、研究、評価していくこととなります。地域資源の活用や民間投資等により地域経済の循環効果を評価し、将来の事業採択のモデルとする事業に対して町に交付され、全額を事業者へ交付するものであります。

次に、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3,379万7,000円の減額補正

は、歳出の減額に伴い、繰り入れる必要がなくなったことによる減額であります。

次に、款20諸収入、項3雑入、目3雑入20万円の減額補正は、現在雇用している外国語指導助手を7月までとし、本年8月以降、外国語指導助手を雇用せず、外部委託することに伴うアパート家賃の半額の個人負担分であり、8月から来年3月までの8カ月分であります。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

初めに、款1議会費、項1議会費、目1議会費154万2,000円の減額補正は、人事異動に伴う職員の給料、手当、共済費の変更に伴うものであります。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費897万1,000円の減額補正も、人事異動や共済費の率の変更に伴うものであります。

目6企画費2,800万円の増額補正は、歳入でご説明いたしました地域経済循環創造事業交付金であり、平林物産株式会社に交付するものであります。

項2徴税费、目1税務総務費264万6,000円の減額及び項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費248万7,000円の減額並びに、10、11ページをお開きください。項5統計調査費、目1統計調査総務費189万8,000円の減額補正は、やはり人事異動や共済費の率の変更に伴うものであります。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費17万4,000円の減額、目2国民年金費9,000円の増額及び項2児童福祉費、目1児童福祉総務費314万8,000円の減額並びに目4児童福祉施設費57万8,000円の減額補正についても、人事異動や共済費の率の変更に伴うものであります。

さらに、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費290万3,000円の減額及び目3環境衛生費163万円の減額並びに、12、13ページをお開きください。項2清掃費、目1清掃総務費14万5,000円の増額補正についても、同様に人事異動や共済費の率の変更に伴うものであります。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費1万2,000円の増額、目2農業総務費96万7,000円の増額及び項2林業費、目1林業総務費1万3,000円の増額並びに目3大多喜県民の森運営費17万2,000円の増額補正についても、人事異動や共済費の率の変更に伴うものであります。

次に、款6商工費、項1商工費、目1商工総務費328万1,000円の減額、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費207万4,000円の減額及び、14、15ページをお開きください。目

2 登記費39万3,000円の減額並びに項2 道路橋梁費、目2 道路新設改良費13万6,000円の減額補正についても、人事異動や共済費の率の変更に伴うものであります。

次の款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費215万6,000円の増額補正は、7月27日開催の第49回千葉県消防操法大会に出場するポンプ車操法の部及び小型ポンプ車操法の部の2つの部の県大会出場関連経費であります。内容は、訓練手当、出場手当等の報償費及び選手被服費を計上した需用費並びに出場消防団への補助金であります。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費643万3,000円の減額補正は、職員の人事異動や共済費の率の変更等に伴うもののほか、本年8月以降、外国語指導助手を雇用せず、外部委託することに伴う語学指導助手の給料及び社会保険料の減額及び雑入でご説明したアパート家賃8カ月分の減額等であります。

項2 小学校費、目2 教育振興費67万2,000円の増額補正は、同じく外国語指導助手を雇用しないことに伴い、小学校低学年の外国語活動の指導を外部に委託することによる委託料の増額であります。

16、17ページをお開きください。

項3 中学校費、目2 教育振興費100万8,000円の増額補正についても、同じく中学校の外国語活動の指導を外部に委託するための委託料の増額であります。

次の項2 社会教育費、目1 社会教育総務費283万5,000円の減額及び項5 保健体育費、目1 保健体育総務費50万3,000円の減額並びに目2 学校教育費248万1,000円の増額補正についても、人事異動や共済費の率の変更等に伴うものであります。

以降、18ページから27ページまでは、人件費の補正に伴う特別職及び一般職職員に係る給与費明細書等となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上、平成25年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 1点目は、国からの交付金のことについてです。

名称が地域経済循環創造事業ということで、地域資源の活用とか地元雇用の促進とかというような、とってもおいしい内容説明がされました。だけれど、ちょっと考えてみますと、農業器具を扱っている平林物産さんのシイタケ栽培部門のために、税金が2,800万円も投入

されるのにすぎないのではないかというような疑問があります。

今、説明であったような地域資源の活用とは、どういうふうによって地域資源が活用されて、この大多喜町の産業が豊かになるのか。それから、地域雇用の促進とは、どのような形で今までとは違う地域雇用の促進というものを計画されているのか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） この事業採択につきましては、平林物産が直接、自分のほうで実施計画書を策定いたしまして、それを町を通して申請したということで、一応、国の基準にのっとった事業効果があるとして採択されたものでありますので、町のほうで、これはちょっとおかしいんじゃないのというような言い方は、私どもはしておりません。

現実にはですね、事業費等々についてはご指導いただいて、5,000万円以下ということで減額をして、再度、申請書等についても出し直したという経過もございます。実際の初期投資の段階では、多分6,000万ぐらいはかかる中での2,800万円は交付金ということで、採択されたものであります。

また、地域の資源の活用でございますが、この当初の交付金については、初期投資の分のみ交付されるものであり、後日というか、後年度、その事業効果等々については、当然検証され、評価されるものでございます。

当初の申請書の中では、初期投資の分しか事業費として計上してございませんので、その中でのハウス等の修理とか、また電気料とか水道料、また燃料代とか、そういったものが、地域から資源として買い取って初期投資に使いますよということで計算をされているものが250万ほどでございます。

また、地域の人材の活用費として計上されているものが、当初計画の中では350万円程度。最終的な、うまくこれが軌道に乗った場合の収益としては、110万円程度の現在の計算でございます。ただしこれが、この近辺では余り普及されていない菌床栽培という新しい事業であり、地域にとって有効であるということで国のほうも採択をいただいて、これが事業化をされていくことによって、そこの平林さんだけでなく、地域にいろいろな菌床栽培、シイタケだけではないと思いますので、ほかのキノコとかそういったものが今後普及されていって、地域の経済が回るようにしていきたいという、モデル的な構築のためのものでございます。

これはもうかるからやるという状況では、今の時点では平林さんのほうはなくてですね、今後の事業採択のモデル的、国が事業採択をしていくためのモデル的なもので手を挙げると

ころはありませんかということで、手を挙げていただいた事業だと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、今回のこの事業に対しては、町が募集したとかということではなくて、平林さんがどこからか情報をいただいて、個人的に、個人的にって、企業ですらないかもしれませんが、独自に情報を得て、計画を立てて、それで窓口としての町のほうに持ち込んだということなんですか。

この前、3月議会だと思いますけれども、ハウスの拡張をしたいので、補助金がないかという個人が来て、それで一生懸命探しましたということで予算化されたというのがあって、やっぱり私なんか前から思っているのは、国なんかの事業で補助金が出るものというのは、個人には出なくて、組合みたいなものをつくったらそこに出るというふうにならなかつたのですが、今回のこれも、それから3月か6月議会か何かで出たそれも個人に、しかも多額の補助金が出る。かなりの何千万というお金が個人に出るとすれば、もしかしたら綿密に計画を立てたら、ほかの人も参入できるかもしれない可能性がある。

もうどんどん周辺部が廃れていく中で、新しく起業してもらえるとというのは大変ありがたい話なので、できるだけこういう情報については、広く住民に周知していただきたいと思うんですね。今回は個人で情報を得たということなんですけど、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 今回の平林さんの件につきましては、事前に平林さん自身もこの情報を知っておられましたし、自分もこういう事業をやりたいのでということで、町へご相談があった話です。町のほうも、その中で補助金の対象になるものがあるのかどうかを一生懸命調べましたところ、たまたまこういう事業に乗れるということで、それなりに審査もあって大変ですよというお話はさせていただいたんですが、それでも、この地域を何とかしなければという意思がありましてですね、多少投資してでもやってみようというお話になったものでございます。

確かに補助金等については、以前から組合をつくらなければいけないとか、そういうものがありまして、個人に対して、また一企業に対しての補助金というのは、余り多くはなかったのは事実でございます。今は、やはり綿密に計画をされていけば採択される可能性もございまして、私どもがこんな補助事業がありますよというのをばんばん出すというのは、補

助金の数もいっぱいありますので、それはちょっと難しいかと思います。ただ、地域としてこんな事業をやりたいよとか、個人としてこんな事業をやりたいんだけど何かないかというお話であれば、町のほうは持っている情報をフルに使いますし、また国・県に確かめて、事業があるのかどうかのご指導はさせていただきたいし、当然、その申請書等々についてもお手伝いをさせていただき所存でございますので、今後も何かございましたらご相談いただければと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 野中議員と同じ関連の質問なんですけれども、もう少しこのプロセスをよく説明していただいて、この件に関しては町民からいろんなうわさが出ています、正直言います。そこら辺、もう一度説明していただければと思います。

それと、2,800万は町を通さなきゃ国からお金が出ないということなんですか。それとも個人的にやっても出るということなんですか。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） すみません。先に補助金のほうからお話をさせていただきます。

これは、そういった事業に対して町を通さなければ出ません。そういう事業を支援する市町村に対して交付しますという言い方をしております、国のほうは。だから一度、地域経済の循環創造事業でやる事業者に対して町が支援をするから、その分のお金を国が町へくれるよという、そんなような言い方。

（「町が支援」の声あり）

○企画財政課長（小野田光利君） そうですね。ただ、町が審査という話ではないんですけれども、国のほうが採択したものについては、そういうふうには要綱のほうで決まっておりますので、一応そのようなあれでございます。

それと、先ほどの事業経過のほうなんですけれども、これは24年度の国の補正予算から始まった事業でございます。そして、やはり地域の経済が回っていないという国のほうの事業検討というか、新しい事業、何か地域で起こしていく事業に対して、どんなものがありますか、皆さん手を挙げませんかということで、国のほうから流した情報を得て、1次採択、2次採択ということで、採択されているものです。平林さんにつきましては、1次採択では採

採られず、いろいろ計画書を修正していきまして、2次採択で採択された事業でございます。

これは、市町だけではなくて、県も手を挙げられる事業でございます、1次採択のときには18事業で、北海道、秋田、徳島、熊本あたりが県としては採択を受けております。そのほかは市町村でございます、千葉県についても1次候補で採択されたところが、御宿町あたりが1,350万円ほど、温泉を旅館街に引くという、そういったものが1次採択でされております。

ただ、平林さんにつきましては2次採択事業のほうで、最初は菌をつくる鉄骨ハウスまで申請をして、金額とすれば6,000万円ぐらいってしまったそうなんです、鉄骨ハウス等については事業化はだめだよということで、事業も5,000万円以下にしてくださいということで、今回、事業のほうは落として申請をされております。その中では、ビニールハウスを3棟、菌を埋めた菌床をそのハウスの中で発生させる、キノコを発生させるハウスをつくるということで、それがほとんど事業費の主なものでございます。2次採択で。

(「いいです」の声あり)

○企画財政課長(小野田光利君) よろしいですか。

○議長(小高芳一君) 5番野村賢一君。

○5番(野村賢一君) 最初に課長が言ったのは、私の聞き間違いかもしれませんが、平林さんが独自で始めたって言いましたよね。今説明を受けると、だんだんよくわからなくなってきちゃったんですけれども。それとその土地はどこなんですか、平林さんが土地を購入した場所。

○議長(小高芳一君) 企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) 先ほど説明の中でちょっとお話をさせていただきましたが、湯倉トンネルの、下っていくと左側の旧の製材所の跡地でございます。よろしいですか。

(「最初の平林さんが独自で始めたということは」の声あり)

○議長(小高芳一君) 続いて説明してください。

○企画財政課長(小野田光利君) 町のほうでこういったものやってくれと言って、私どもがお願いしたのではなく、平林さんがやはり事業化をしたい事業だったみたいですね、それを相談を受けました。平林さん自身も当然、菌床の関係で業者さんとかいろいろお話をされていく中で、国の中でも補助金があるみたいだよというお話を、情報はある程度得ておりました。町のほうとしても、探してみたらこんな事業があるよというものがたまたま合致したので、町も申請をするお手伝いはしております。ただ、審査とか内容を全部、計画書を

つくるのは、平林さんのほうで独自にやられて、町は多少、国からはこんな修正が来ていますよという情報を流しただけでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 若干補足しておきたいと思えますけれども、今、こういう事業は、アベノミクスの第3の矢の成長戦略の中で、これから次々という形のものが打ち出されてくるものなんですね。

もう既に、この前に実は、トイレを、例えば商店であったり、そういう地域のところで希望があれば、半額補助でトイレの設置もいいですよという、そういう補助もあるんですね。それはあくまでもみんな町は通すだけという形のもので、そういう形のものがこれから恐らく、第3の矢の成長戦略の中で次々とまだ出てくると思います。

そういうことで、これはほとんど各省庁のホームページの中で発表されていまして、各事業所がそれを全部拾い出して、各事業所がそれぞれ事業に合ったような形で事業計画を練って提出してくる。それを町のほうを通して上げていくと、そういうような形のもので、これから恐らく、いろいろな職種のもので、こういう第3の成長戦略の中でのものがこれからどんどん補助が出てくると思えますので、町民の皆さんでも事業をやっている方も、国の各省庁のホームページを見た中で、自分のこの事業が採択されるものがあるなと思えば、申し込むことができるものでございます。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） わかりました。

この件は、例えば、前の同じ場所で材木のあれが倒産して、補助金を国に返す、返さないの話を聞きましたけれども、例えば平林さんが始める前に大変失礼な話ですけれども、失敗した場合の補助金のあれというのは、返す必要はないのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは新生木材の件ですか。

（「新生木材もそんなようなことで、国のほうへ一時どうのこうのという話がありましたよね。だから、今回の場合も国から補助金が入っているわけですから、事業がもし、もしですよ。そんなことはあり得ないと思えますけど、失敗した場合、その補助金は国のほうへ返納するとか、そういうことはあり得るんですか」の声あり）

○町長（飯島勝美君） まず、新生木材と今回の事業の内容は全く違います。新生木材については、どちらかという行政指導でやってきたものでございます。ですから、補助金については返還の義務があります。これは当然町があるんですね。新生木材についての事業失敗は、町が責任を持って国に返さなきゃいけないというのが、これは行政指導でやってきたものです。今回のものは事業主導でございますから、町は関係なく、事業所がそのまま返すということになると思います。

（「事業者が」の声あり）

○町長（飯島勝美君） そうですね。事業者の責任です。新生木材の場合は、いわゆる自治体責任ということになります。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 1点だけお聞きしたいんですけれども、菌床をやる場合に、1回取っちゃって、菌を取った後の床子は全部廃棄するんですね。それを1回ごとに全部廃棄して、これはポットだと思うんですよ。これは荻原でやっているんですけれども、その廃棄した菌床の処理をどういう方法で処理するのか。これは産業廃棄物になりますから、荻原でやっているのも自分の畑に山に積んであるんですよ。やはり近辺からいろいろ苦情も出ているみたいなんですけれども、その処理を何か聞いていますか。もしわかったら教えてもらいたい。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 申しわけありません。まだ、その菌床の最終処理までは聞いておりません。ただ、今おっしゃられるように、近隣に山積みにするようなまねは、私どもも行政指導で入りますので、そのようなことはさせないようにいたします。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今度の補正予算の大半は人件費の案件なんですが、ほとんどの案件は、一般職員の場合に限って言えば、ほとんどが各項目減額になっておりますけれども、特別職の長等の給料については増額になっていきます。特別職の場合は、条例で決まってしまうんですけれども、いつの条例でこういうことになったのでしょうか。具体的にどういう形で、どの程度の、合計で言えば八十何万くらいですよね。具体的な説明をお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） ご指摘のとおり、特別職の給与関係につきましては、条例によって定めることになっております。

既に、この条例につきましては前年度、たしか2月だと思ったんですけども、町長、副町長、教育長の給料を来年の26年1月31日まで、25パーセント減額しますよというのをお願いしまして、条例改正をしました。ただ、そのときはまだ、予算が旧年度でございましたので、この予算ではなかったんですね。

本来であれば、新年度入ってすぐにこの増額をすればよかったですけど、人件費のほかに移動がなかったものですから、6月の補正でも行わないで、今回、人事異動を含めまして、一般職の職員と同時に人件費を構うようにさせていただきました。

その内容でございますけれども、来年の1月31日まででございますので、来年の2月、3月分につきましては、既に予算の中では25パーセント減額のまま予算を計上していたしましたので、それを100パーセントにしたというか、戻したというか、今の飯島町長の公約で、自分の任期までと、来年の任期、その後のことはわかりませんので、とりあえず任期までということでごございましたので、来年の1月までは減額しますけれども、2月、3月分についてはもとに戻さなきゃいけないので、その分の増額を今回上程させていただきました。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 外国人講師の件で、外国人講師をやめるということで、新たに委託をすると。具体的にどういうふうなことになるのか説明してください。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 外国人指導助手ですが、現在の嘱託しております指導助手が7月いっぱい嘱託期間が満了しますので、その後ですけども、学校法人三育学院に委託をして、語学指導のほうをしていただく予定でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、今までは外国人講師を直接雇うみたいな形になっていましたよね、次から次に。それはこれからもうやめてしまって、外国人講師を単独に頼むということはやめて、三育にこれからは委託をするという形になるんですか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） この8月から、当面、来年の3月まで委託して講師を派遣して
いただいて、それで指導していきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、委託料は3月までの委託料ということなんですか。経
費的にはそんなに変わらないことになるんですか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 来年度以降は、これはまた予算が関係してきますので、何とも
言えないところですけども、今年度につきましては8月以降委託をしたいと。

経費の面ですが、試算をしますと、現在のALTと比較しますと、来年3月までで95万
2,000円減額になる予定です。これは、給料、共済費のほかに、先ほど説明がありましたが、
家賃も含んでおります。8カ月分で95万2,000円の減額の予定です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第3、発議第1号 町長の専決処分事項の指定についてを議題と
します。

本案については、提出者の説明を求めます。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） それでは、発議第1号について提案理由の説明を申し上げます。

皆さんご承知のとおり、大多喜町議会は、平成24年第2回定例会から通年議会の実施に向けまして、試行によって通年議会を半年間実施してまいりました。そして、検証の結果、本格実施することを決定し、本年第1回定例会から通年議会を実施しているわけでございます。

この通年議会によりまして、ほぼ1年間を通して会期中となることから、年の中途におきまして町長が議会を招集する機会がなくなるわけでございます。このため、地方自治法第179条に規定する議会の議決に付すべき事件について、特に緊急を要するため、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに該当する事例がほとんどなくなりまして、専決処分が限りなくできなくなることが想定されるわけであります。

そこで、通年議会の実施に伴いまして、町長において議会の議決に付するために時間的余裕がないと想定される個別的な事件について、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、あらかじめ町長の専決処分事項を指定しておくことで、議会運営及び行政執行の迅速化並びに合理化を図るため提案するものであります。

なお、提案した議案の内容については、この後、議会事務局長のほうから申し上げますが、本件につきましては、江澤議員、吉野僖一議員、正木議員、吉野一男議員のご賛同をいただき提出いたしましたので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 議会事務局長。

○議会事務局長（高橋謙周君） それでは、議案の朗読をさせていただきます。

発議第1号

平成25年7月11日

大多喜町議会議長 小高芳一様

提出者 大多喜町議会議員 志関武良夫 賛成者 同 江澤勝美 賛成者 同 吉野僖一
賛成者 同 正木武 賛成者 同 吉野一男

町長の専決処分事項の指定について

上記の議案を大多喜町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由でございますが、先ほど志関議員より説明がありましたので、割愛をさせていただきます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

町長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町議会の権限に属する事項のうち、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴い、必要な条例改正を行うこと。
- 2 町内で発生した災害及び突発的な事故に対し、応急に必要となる補修、救援に関する経費の歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 3 解散及び欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正を行うこと。

附則

この専決処分事項の指定は、議会の議決の日から施行する。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑3はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（小高芳一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

念のため申し上げます。9月30日までは休会となっておりますのでご承知願います。

◎散会の宣言

○議長（小高芳一君） 大変ご苦労さまでした。

本日はこれをもって散会といたします。

（午後 3時48分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成25年 11月14日

議 長 小 高 芳 一

署 名 議 員 山 田 久 子

署 名 議 員 野 中 眞 弓